

涌谷町監査委員告示第3号

令和7年9月25日付け涌監第30号で収受した涌谷町職員措置請求に係る監査の結果について、地方自治法第242条第5項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年11月11日

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

涌 監 第 3 0 号  
令和7年11月11日

(請求人) 様

涌谷町監査委員 城 口 貴志生

同 佐々木 みさ子

涌谷町職員措置請求について (通知)

令和7年9月25日付けであなたから提出された地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

(理由)

地方自治法(以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、本町職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、当該行為等が「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に適示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要があります。

この「当該行為等」とは、具体的には①公金の支出②財産の取得、管理若しくは処分③契約の締結若しくは履行④債務その他の義務の負担⑤公金の賦課若しくは徴収を怠る事実⑥財産の管理を怠る事実のことです。

また、最高裁昭和62年2月20日判決においては、「監査委員は、監査請求の対象とされた行為又は怠る事実につき違法、不当事由が存するか否かを監査するに当たり、住民が主張する事由以外の点にわたって監査することができないとされているものではなく、住民訴訟は監査請求の対象とした違法な行為又は怠る事実についてこれを提起すべきものとされているのであって、当該行為又は当該怠る事実について監査請求を経た以上、訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないと解されることから、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。」と述べています。

以上の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討しました。

本件請求において、請求人は、令和7年6月2日提出の住民監査請求(以下「第1請求」という。)が「対象となる財務行為や怠る事実の具体的な内容が示されておらず、事実に基づかない一方的意見による監査請求である」として却下された令和5年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算及び同会計決算審査意見書の見直し請求について、新たに退職給付引当金未計上も違法であることから、これも加えてやり直すことの監査請求を行っています。しかし、第1請求について監査請求を経た以上、後続する住民訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されておらず、違法事由が異なるごとに別個の監査請求を繰り返すことを認める必要も実益もないのであって、第1請求と同一となる本件請求を行うことは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。